

# 関係法令

## ■鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則(平成20年9月26日 鳥取県規則83号)(抄)

(建築物移動等円滑化基準を適用しない増築等の確認)

第5条 条例第22条第2項の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 当該建築物の機能又は価値が著しく損なわれること。
- (2) 当該建築物の敷地が崖、川、線路敷地、他の建築物等に近接しているため、当該敷地を拡張することができないこと。
- (3) その他知事が別に定める事由

2 条例第22条第2項の規定の適用を受けて増築等を行おうとする建築主等は、建築物移動等円滑化基準不適用増築等認定申請書(様式第1号)を当該建築物の所在地を所管する総合事務所長又は建築住宅事務所長(以下「所管事務所長」という。)に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる事項を明らかにする書類を添付しなければならない。

(1) 条例第13条、第14条又は第16条から第21条の3までの規定のうち、当該建築物の増築等については適用しないことを希望するものを適用した場合に、当該増築若しくは改築に係る部分以外の部分又は用途の変更に係る部分について必要となる条例第22条第2項に規定する改修の内容

(2) 略

4~5 略

## ■告示改正案(抄)

次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる事項は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

第22条第2項	知事が定める大規模な改修	次の各号のいずれかに該当する改修 (1) 柱、梁その他の構造上重要な部分に大幅な変更を伴うもの (2) 防火又は避難に関する設備に大幅な変更を伴うもの (3) 敷地の拡張が必要となるもの
第27条	車いす使用者の利用上支障がないものとして知事が定める部分	次の各号のいずれかに該当する床の部分 (1) 利用居室の一部に設ける一段高い座敷等であって、車いす使用者が容易に移乗できる高さ(車いすの座面の高さ)のもの (2) 劇場等に設ける階段状の客席及び通路(客席の出入口から車いす使用者用客席までの通路を除く。)の部分
第28条	車いす使用者の入居に適した構造	次の各号のいずれにも適合する構造 (1) 道等から車いす使用者用住戸(専ら車いすを室内で日常的に使用する者が居住するために整備した住戸をいう。以下同じ。)までの経路のうち1以上の経路が条例第20条第1項に規定する準移動等円滑化経路に適合すること。 (2) 車いす使用者用住戸は、次に掲げるものであること。 ア 住戸内は、車いす使用者が円滑に移動できるよう出入口の幅及び空間を確保し、床に段差を設けないこと。 イ 住戸に設ける電気、ガス、給水、排水及び換気に係る設備は、車いす使用者が円滑に利用できるものであること。